

議案第10号

関市水道事業給水条例の一部改正について

関市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年2月18日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

消費税率及び地方消費税率の改定等に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市水道事業給水条例の一部を改正する条例

関市水道事業給水条例（平成25年関市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。以下同じ。）を加えた額」に、「10円」を「1円」に改め、同条第2項及び第3項中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に、「10円」を「1円」に改め、第32条の2第1項から第5項までの規定中「100分の108を乗じて得た額」を「消費税等相当額を加えた額」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の第28条第1項から第3項まで（端数処理に係る部分に限る。）の規定は、施行の日以後に調定する水道料金について適用し、同日前に調定する水道料金については、なお従前の例による。